

# 麻薬取扱者免許継続申請等にかかる留意事項

## 1. 麻薬施用者・管理者免許申請について

### 1. 対象者

令和5年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、引き続き令和6年以降も免許を必要とする者。

### 2. 継続免許申請書(別添の記入例を参考にしてください。)

- 申請者の氏名等は、既に印刷してあります。
- 内容を確認し、その他記載が必要な欄にも必要事項をご記入ください。

※変更がある場合は、変更箇所を赤線で消し、訂正欄に変更内容を赤字で記入してください。

- 麻薬施用者の麻薬業務所(所在地・名称)、氏名(改姓等)に変更がある場合  
別途記載事項変更の手続きを行ってください。(現在の免許証の添付は必要)  
なお、麻薬管理者の麻薬業務所を変更する場合は、新規に申請が必要です。
- 住所の変更(転居)のみの場合  
継続免許申請書と併せて記載事項変更届を提出してください。(現在の免許証の添付は不要)
- 行政区画整理等により住居表示が変更された場合  
訂正箇所に「住居表示変更」と記載してください。記載事項変更届は不要です。  
※新規の麻薬施用・管理者免許申請書の様式を用いて、継続申請することも可能です。

### 3. 申請方法及び申請先

「名簿」と「継続免許申請書」を窓口へ直接若しくは郵送\*にて提出してください。(\*可否は下表参照)

- 継続免許申請書は、名簿の記載順に並べてください。
- 継続免許申請書に訂正変更があった場合、名簿についても継続免許申請書の内容と一致するように変更箇所を赤線で消し、変更内容を赤字で記入してください。
- 転勤や開業等の理由で名簿に記載されていない者が継続免許申請する場合は、名簿の末尾に赤字で麻薬業務所の名称・氏名等を追記し、継続免許申請書を提出してください。
- 継続申請をせずに業務を廃止する場合は、名簿を赤線で消し、業務廃止後15日以内に廃止の手続きを行ってください。

| 業務所の所在地  | 提出先(窓口)                           | 住所・電話番号   | 郵送可否 |
|--|-----------------------------------|---|------|
| 大阪市、堺市、東大阪市  | 大阪府健康医療部<br>生活衛生室薬務課<br>麻薬毒劇物グループ | 〒540-8570<br>大阪市中央区大手前 2-1-22<br>直通 06-6941-9078<br>代表 06-6941-0351 内線 2558 | 可注   |
| 池田市、能勢町、豊能町、箕面市、豊中市、吹田市、摂津市、茨木市、高槻市、島本町              | 茨木保健所<br>生活衛生室薬事課                 | 〒567-0813<br>茨木市大住町 8-11<br>072-620-6706                                    | 否    |
| 枚方市、守口市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、寝屋川市                        | 守口保健所<br>薬事課                      | 〒570-0083<br>守口市京阪本通 2-5-5<br>06-6993-3135                                  | 否    |
| 八尾市、柏原市、松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村 | 藤井寺保健所<br>生活衛生室薬事課                | 〒583-0024<br>藤井寺市藤井寺 1-8-36<br>072-952-6165                                 | 否    |
| 和泉市、泉大津市、忠岡町、高石市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町    | 泉佐野保健所<br>生活衛生室薬事課                | 〒598-0001<br>泉佐野市上瓦屋 583-1<br>072-464-9681                                  | 否    |

注: 郵送での申請は継続申請のみです。手数料納付の上、レターパックプラス(赤色・520円)か簡易書留にて送付してください。

### 4. 手数料

○手数料 麻薬施用者: 3,900円 麻薬管理者: 3,900円

○納付方法 現金

○納付場所

●大阪府健康医療部生活衛生室薬務課(本館6階)に申請する場合

・POSシステムを用いた大阪府手数料納付窓口での納付

(1)府庁 本館1階:りそな銀行大手支店内 9時~17時 (月~金曜日(祝日除く))

(2)府庁 別館1階:エントランス内 9時15分~12時、13時~17時30分 (月~金曜日(祝日除く))

・納付書を用いた納付

同封の納付書を用いて指定金融機関で納付、申請書とともに納付済証を提出(詳細別紙参照)

●大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野の各保健所に申請する場合...各保健所内会計窓口

## 5. 提出期間

**令和5年9月1日(金)～同月27日(水)**(土日祝日除く) **9時～12時、13時～17時**  
(ただし、大阪府各保健所の管轄地域の麻薬業務所については各保健所の提出期間に準ずる。)  
郵送の場合は、必着

## 6. 免許証の受取

**郵送での受取を希望する場合**

申請時に**レターパックプラス(赤色・520円)**を提出してください。

## 7. その他の注意事項

- (1) 継続免許申請書を提出後に変更等が生じた場合は、申請先(窓口)にご相談ください。
- (2) 令和5年12月31日の有効期間満了をもって麻薬管理者の変更を予定している場合は、事前に新規申請をする必要があります。9～11月中も受付可能ですのでご相談ください。
- (3) 麻薬施用者が大阪府内の他の病院に転勤した場合や開業した場合は、別途麻薬施用者免許証記載事項変更届の手続きを行ってください。また、転勤先で令和6年1月1日以降も麻薬を施用する場合は、転勤先で継続免許申請を行ってください。
- (4) 退職や他府県への転勤等で大阪府内での業務を廃止した場合は、業務廃止後15日以内に廃止の手続きを行ってください。

## 2. 麻薬年間届について

### 1. 対象者

令和5年9月30日現在、麻薬取扱者免許を有する者。  
(ただし、麻薬管理者を設置している麻薬診療施設の麻薬施用者は除く。)

### 2. 提出期限

**令和5年11月30日(木)**

### 3. 提出方法

- ・大阪府 健康医療部生活衛生室薬務課に提出する場合……1部
- ・大阪府 茨木・守口・藤井寺・泉佐野保健所に提出する場合……2部

※名簿と年間届を**名簿順に並べて提出**してください。なお、既に麻薬診療施設でなくなった病院・診療所については、名簿を赤線で消し、名簿に記載されていない麻薬診療施設については、名簿の末尾に赤字で追記してください。

### 4. 提出先

継続免許申請書の提出先と同じ。※郵送可。**令和5年11月30日(木)必着**。

## 5. その他の注意事項

- (1) 麻薬年間届に記入する麻薬免許証の番号・種類・氏名は、麻薬管理者がいる施設は麻薬管理者、麻薬管理者がいない施設は麻薬施用者のものです。
- (2) 提出した年間届の控え(コピー)を保管しておいてください。
- (3) 麻薬を所有しなかった場合も提出してください。

## 3. 麻薬取扱者免許証返納届について

### 1. 対象者

令和5年12月31日で現在の免許の有効期間が満了し、継続して令和6年1月1日からの免許を受けた者。  
(令和5年12月31日の有効期間満了と同時に業務廃止し、令和6年1月1日からの新しい免許の申請をしない場合は、返納届ではなく**業務廃止届(現在の免許証を添付)**を提出してください。)

### 2. 提出期限

**令和6年1月15日(月)**

### 3. 提出方法

返納届に旧免許証を添付して提出してください。

返納届は、各申請者個人名でなくても、病院長名・各郡市区医師会長名で一括して届け出ることができます。一括して届け出る場合は、返納届に、新しい免許証と一緒に**お渡しした該当者名簿を添付し、旧免許証を名簿順に並べて**ください。

### 4. 提出先

継続免許申請書の提出先と同じ。※郵送可。**令和6年1月15日(月)必着**。